

児童扶養手当 特別児童扶養手当



児童扶養手当現況届の 提出について

この手当は、離婚や父親の死亡等により父親と生計を共にしていない児童を養育している家庭の自立促進と生活安定のために支給されるものです。

●すでに受給されている方

個人あてに郵送している現況届を期間内に提出してください。

●新たに申請される方

《対象者》

◇父母の離婚、父親の死亡、未婚等により父親と生計を共にしていない18歳以下の児童（18歳になった日から最初の3月31日までの児童を含む。障害児の場合は20歳未満）を養育している母親、または母親に代わってその児童を養育している公的年金を受けていない方（所得制限があります）
◇その他の対象児童については、お問い合わせください。

《手当の額》

◇児童1人の場合は、所得額により、月額9,850円～4万1,720円
◇児童2人目は5千円、3人目以降は1人につき3千円を加算

※ただし、就職活動などを行

っていない方には、手当の一部支給停止措置があります。

《申請先》

◇子ども福祉課（内線165）
◇笠間支所福祉課（内線72163）
◇岩間支所福祉課（内線73174）

※所得制限により支給停止になっている方も必ず提出してください。なお、2年間現況届を提出されない場合は受給資格を失います。

受付期日	受付時間	受付場所
8月18日(火)	午前9時～午後5時	本所2階 中会議室
	午前9時～午後5時	笠間支所 福祉課窓口
	午前9時～午後7時	岩間支所 福祉課窓口
8月19日(水)	午前9時～午後7時	本所2階 中会議室
	午前9時～午後5時	笠間支所 福祉課窓口
	午前9時～午後5時	岩間支所 福祉課窓口
8月20日(木)	午前9時～午後5時	本所2階 中会議室
	午前9時～午後7時	笠間支所 福祉課窓口
	午前9時～午後5時	岩間支所 福祉課窓口

※受付期限は8月31日です。

特別児童扶養手当所得 状況届の提出について

この手当は、身体や精神に障害のある児童を家庭で養育している方で、所得が一定未満の場合に支給されるものです。

●すでに受給されている方

個人あてに郵送している特別児童扶養手当所得状況届を期間内に提出してください。

●新たに申請される方

《対象者》

◇身体または精神に中程度以上の障害がある20歳未満の児童を養育している父母、または父母に代わって養育している方（所得制限があります）

《手当の額》

◇重度障害児（1級）は1人につき月額5万7,500円、中度障害児（2級）は1人につき月額3万3,800円

《提出期限》

◇8月10日～9月10日

《申請先》

◇社会福祉課・笠間支所福祉課・岩間支所福祉課
※所得制限により支給停止になっている方も必ず提出してください。なお、2年間所得状況届を提出されない場合は受給資格を失います。

らくようかん 楽腰館 + 東平鍼・灸接骨院

笠間市東平2丁目12番8号

TEL 0296-77-9939

休診日/木曜日

県立中央病院通り沿い

●往 療 可

●急患受付

●送迎車あり

土・日・祭日 診療中！

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
午前9:00～12:30	○	○	○	/	○	○	○
午後2:30～ 8:30	○	○	○	/	○	○	○